

本資料は、各詳細資料から要点等を抜粋するなどして作成しています。
判断に際しては、必ず詳細資料を御参照願います。

※
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金
～ 脱コロナに向けた協生支援金 ～

令和2年5月1日

内閣府 地方創生推進室

※ 以下、本資料において「臨時交付金」と記載します（引用個所を除く）。

全体概要

1 補正予算計上額 1兆円

2 所 管 内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

3 交付対象等

- (1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）
- (2) 交付方法 : 実施計画に掲載された事業のうち[※]国庫補助事業の地方負担分と地方単独事業の所要経費の合計額に対し、交付限度額を上限として交付金を交付
- (3) 交付限度額 : 人口、財政力、新型コロナウイルスの感染状況、国庫補助事業の地方負担額等に基づき算定

※ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象
また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象

4 使 途

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する

- ・新型コロナウイルス感染症に対する対応（感染拡大の防止策、医療提供体制の整備）
- ・新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済、住民生活の支援等の事業に充当

交付対象①

○ 臨時交付金の交付対象事業は、次に掲げる基準（①～③の全て）に適合する事業です。

1

実施計画を作成する地方公共団体が、

- ・新型コロナウイルスの感染拡大の防止 及び
- ・感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業の実施に要する費用の全部又は一部を負担する事業

+

2

国の補助事業の場合

要綱別表に定める事業

国

令和2年度一般会計
補正予算に計上される事業

又は

国

令和元年度当初予算に ※1
計上された予備費により
実施される事業

地方単独事業の場合

地

令和2年度 ※2
・当初予算 又は
・補正予算
に計上され、実施される事業

又は

地

令和2年度予算に計上された
予備費により実施される事業

+

3

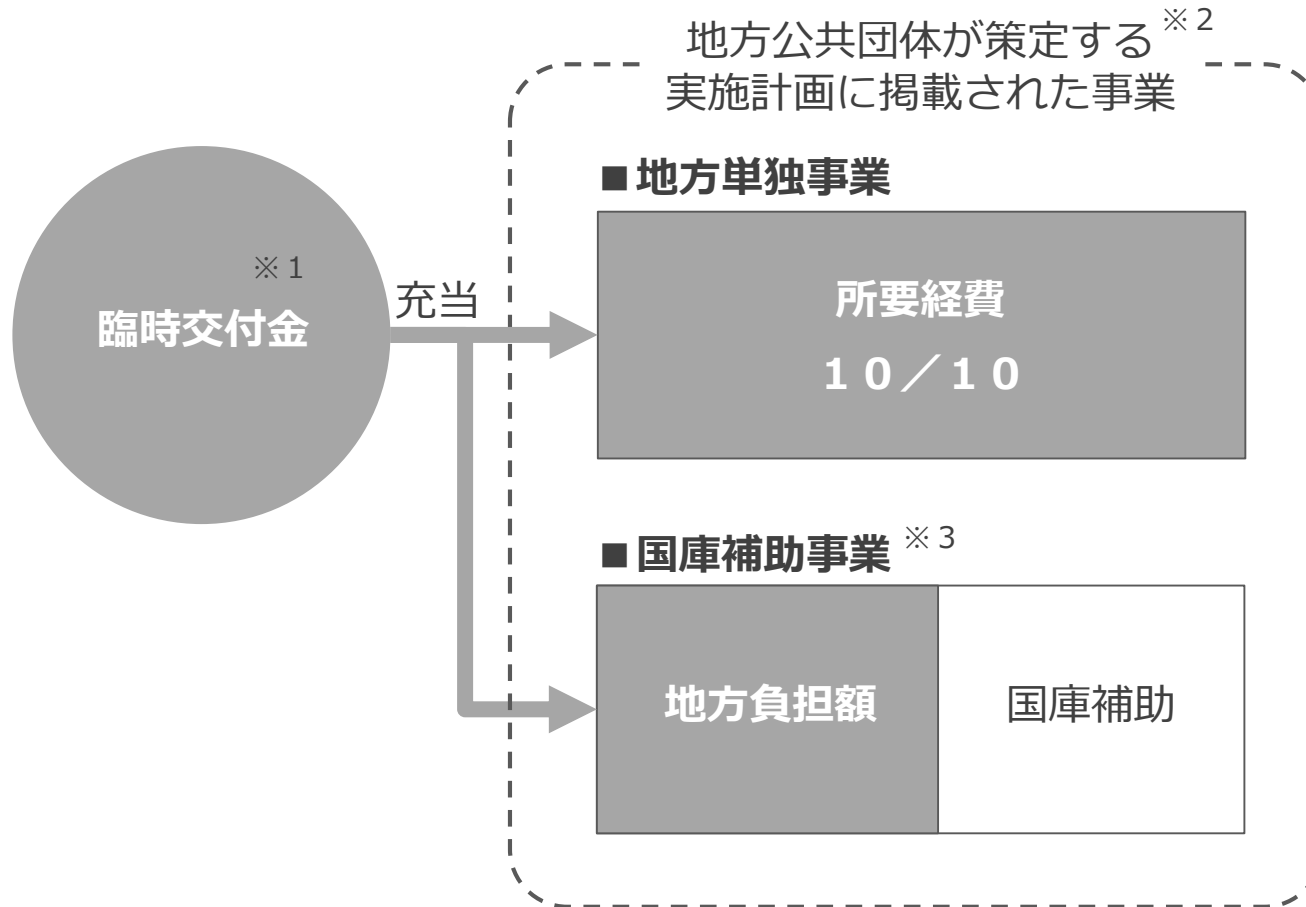
令和2年4月1日以降に実施される事業

※1 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第1弾・第2弾（ただし、地方公共団体の令和2年度予算に計上されたものに限る）

※2 令和2年度当初予算に計上された事業にあっては、①の内容について特に必要と認められるものに限る

交付対象②

- 地方公共団体が策定する実施計画に掲載された事業のうち
地方単独事業の所要経費と国庫補助事業の地方負担額が交付対象となります。



- ※1 各地方公共団体の申請に基づいて、交付限度額を上限として交付額が決定される予定
- ※2 ソフト事業を中心とし、それに付随するハード事業も対象。また、交付決定前に実施された事業であっても、令和2年4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象
- ※3 法令に国の補助負担割合が定められていないものに限る

交付対象③

○ 交付対象事業のうち地方単独事業については、以下の経費を交付対象外とします。

1 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（新型コロナウイルス感染症対応のための体制拡充等及び雇い止め又は内定取消しにあった者等の一時的な雇用等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く）を除く）には、交付金を充当しないこと。

2 用地費

用地の取得費には、交付金を充当しないこと。

3 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの）には、交付金を充当しないこと（利子補給金又は信用保証料補助は除く）。

4 基金

基金の積立金には、交付金を充当しないこと。

5 事業者等への損失補償

事業者等に対する施設の使用の制限、催物の開催の制限等の要請・指示に伴い生じる損失を補償する目的で行う支出経費には、交付金を充当しないこと。

6 感染症対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

感染症への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用（感染症拡大防止又は感染拡大への対応としての経済支援・生活支援に必要な施設の整備費用を除く）には、交付金を充当しないこと。

今後のスケジュール

